

バスの路上待機の改善に関する調査

< 調査結果に基づく所見表示 >

「行政評価・監視」は、**東北管区行政評価局**が行う行政改善活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性・適正性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

この調査は、バスの路上待機の改善について行った**全国で初めての調査**です。

また、この調査は、バスの路上待機の改善を求める**仙台市民の声(行政相談)**に基づいて実施したものです。

調査結果については、平成16年10月22日、東北運輸局に対して所見表示したものです。

< 本件照会先 >

総務省東北管区行政評価局
第二部第1評価監視官 三上信雄
(担当) 千田孝行
電話: 022(262)9234

概略

背景

乗合バス事業の規制緩和(平成14年2月から路線ごとの免許制から事業者ごとの許可制に規制緩和)により、高速バスの路線及び便数が大きく増加

仙台市中心部の始発停留所の多くは道路上に設置。次から次とバスが発着し、停留所に駐車して発車までの時間調整を行うことが困難

停留所付近の路上に駐車して、発車までの時間調整を行うことがなれば常態化

バスの路上駐車に関する苦情(行政相談)
渋滞を招くとともに、運転者に死角をつくり、接触事故誘発のおそれがあり大変危険。運輸局は、バス事業者を指導・監督すべき

バスは通勤・通学等地域住民の生活を支える公共交通機関。警察の取り締まりのみでこれを解消することは困難。運輸行政による本格的な対応が求められるところ

調査の実施

今回の調査の結果、以下の点について改善措置を講ずべきことを所見表示

- 1 乗合バス事業者に求められる運行管理上の対応
- 2 始発停留所見直しによる仙台駅東口バスプールの活用促進
- 3 バス駐車場所の確保

所見表示先:東北運輸局

所見表示日:平成16年10月22日

所見表示事項1 乗合バス事業者に求められる運行管理上の対応

背景・現状

平成14年2月からの乗合バス事業の規制緩和により高速バスの路線・便数大きく増加

平成13年4月 22路線139便
平成16年9月 35路線351便

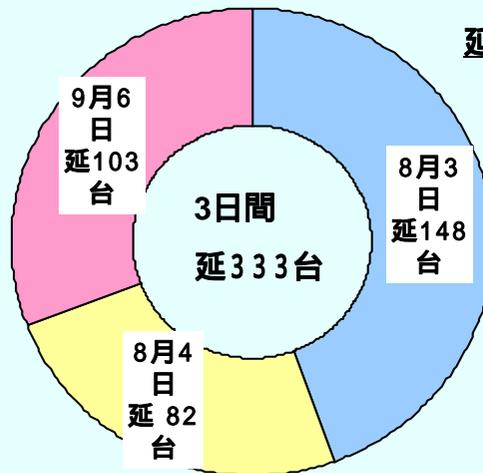
当局をはじめ関係行政機関に対しバスの路上駐車の改善を求める多くの苦情

バスの路上待機の実態調査を実施

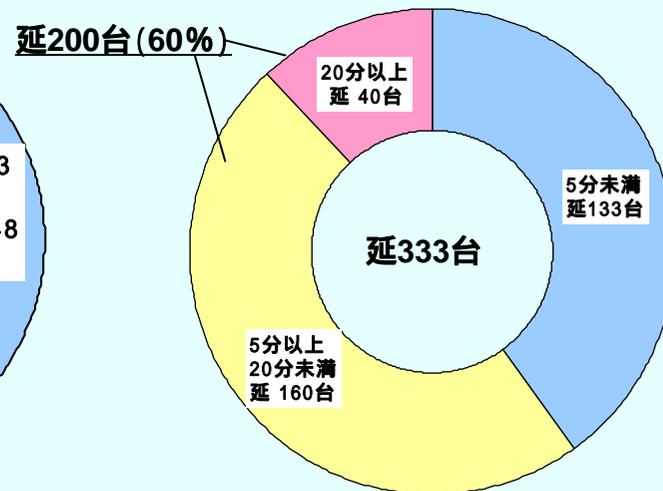
4地点(県庁裏通、花京院スクエア前通、勾当台公園前通、愛宕上杉通)
8月3日、同4日、9月6日の3日間
午前7時～午後7時

実態調査結果

路上待機バス台数



駐車時間別バス台数



調査地点付近停留所の始発バスの少なくとも5台に1台が路上待機

20分以上駐車していたもの延40台。5分以上駐車していたものが全体の約6割に当たる延200台

8月4日は8月3日の半数近くに大きく減少←当局の実態調査の実施が新聞及びテレビニュースで大きく報道された結果、乗合バス事業者が道路走行による時間調整、巡回指導など路上待機防止措置を実施

20分以上路上待機していたバスには次のような事例あり

- 待機所で待機すべきにもかかわらず、路上で待機していたもの【事例1】
- 車庫を定刻より早く出発し路上で待機していたもの【事例2】

所見表示要旨

運行管理の徹底を図るよう指導すること

交通渋滞等を考慮した複数の走行ルートを設定する等路上待機防止措置を講ずるよう指導すること

定期的な路上待機状況の調査、必要に応じた巡回指導の実施について指導すること

所見表示事項2 始発停留所見直しによる仙台駅東口バスプールの活用促進

背景・現状

高速バス始発停留所:仙台駅西口周辺の広瀬通、青葉通等の道路上に集中

特に広瀬通は、約3分の1に当たる121便が始発停留所としており、次から次へとバスが発着するため、停留所に駐車して時間調整を行うことができない状況

仙台駅東口バスプールが平成16年7月31日に供用開始。しかし、始発停留所を同バスプールに変更した乗合バス事業者は少数(2社3路線50便)にとどまっている。

仙台駅東口バスプールの供用開始前から同プールを始発停留所としている高速バスのほとんどが起点から終点までの所要時間が2時間を超えるものとなっている。

停留所を変更していない乗合バス事業者は、変更していない理由として、同プールから仙台駅西口に至る道路の慢性的な渋滞に伴う定時性の確保が困難であることを挙げている。

調査結果

広瀬通に近い花京院スクウェア通における3日間の路上待機高速バス延102台のうち、約9割に当たる延88台が広瀬通を始発停留所とするもの

現在、広瀬通を始発停留所としている高速バスで、起点から終点までの所要時間が2時間を超えるもの9路線67便。当局のシュミレーションの結果、これら9路線67便は、現行のままでも十分な余裕をもって仙台駅東口バスプールから運行することが可能

仙台駅東口バスプールに始発停留所を変更した乗合バス事業者は、当局の聞き取り調査に対し、運行上特段の影響はないとしている。

所見表示要旨

(社)宮城県バス協会に対し、起点から終点までの所要時間が2時間を超える高速バスを重点に、始発停留所を仙台駅東口バスプールに変更することについて検討するよう指導すること

所見表示事項3 バス駐車場所の確保

背景・現状

車庫等と始発停留所との距離に関する基準
は定められていない

始発停留所までの所要時間が長い車庫等
は交通状況による影響を受けやすい

乗合バス事業者の中には、停留所付近に、駐
車場が確保されていないことが路上待機の要
因となっていることから、**共同の待機所の設置
を望む声あり**

調査結果

始発停留所までの所要時間が、片道15分から40分を要する車庫
等がほとんど

20分以上路上待機していたバスに次のような事例あり

折返し発車までの間車庫等で待機することになっているが、
到着の遅れのため路上で待機していたもの【事例3】

途中の渋滞による所要時間の増を考慮し、車庫を定刻に出
発したが、早めに到着したため路上待機していたもの【事例4】

折返し発車までの間車庫等で待機することになっているが、
記録がなくその理由は不明であるものの、**車庫等で待機する
ことなく**路上で待機していたもの【事例5】

10分程度の到着の遅れであっても、運転手が車庫等へ行くこと
を躊躇
車庫等の出発時刻を早めに設定

共同でバス待機所の確保についての協議、検討実績なし

所見表示要旨

始発停留所の近くにバスの駐車場を確保していない乗合バス事業者に対し、他の乗合バス事業者又は民間の駐車場
を利用する等により、バスの駐車場所を確保するよう指導すること

バス協会に対し、「仙台市中心部におけるバス路上駐車防止対策会議」を活用し、停留所近傍における共同バス待機
場の確保の在り方について共同バス待機所の設置を含め協議検討するよう助言すること